

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例

〔平成20年11月27日〕
〔大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号〕

(趣旨)

第1条 大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額は、別表第1のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、公務のため出務した日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第4条 議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第14号)の規定中鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当並びに管内における旅行の場合の旅費に関する規定は、議員の費用弁償について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合における鉄道賃には、当該特別車両料金及びこれに付随する費用を含むものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における船賃には、当該特別船室料金及びこれに付随する費用を含むものとする。

5 前各項に規定するもののほか、議員が職務を行うために要した費用は、これを弁償する。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部改正)

2 大阪府後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「報酬及び費用弁償並びにその」を「費用弁償の」に改める。

別表第1中

「

副広域連合長	月額	4,000円
議会議長	日額	15,000円
議会副議長	日額	14,000円
議会議員	日額	13,000円
選挙管理委員会委員長	日額	5,000円

を

」

「

副広域連合長	月額	4,000円
選挙管理委員会委員長	日額	5,000円

に

」

改める。

附 則 (令和7年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職名	区分	議員報酬の額
議長	日額	15,000円
副議長	日額	14,000円
議員	日額	13,000円